

## 地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書

現在、国による地方消費者行政の充実策が検討されているが、他方で地域主権改革の議論が進む中で、地方消費者行政に対する国の役割・責任が不明確となることが懸念される。

もとより、地方自治体が独自の工夫・努力によって消費者行政を充実させることは当然であるが、これまで消費者行政を推進する中央官庁が存在しなかったこともあり、消費者行政に対する地方自治体の意識や体制にはあまりにも格差がある。加えて、地方自治体が担っている消費者行政の業務の中には、相談情報を国に集約するパイオ・ネットシステムへの入力作業や、違法業者に対する行政処分等、国全体の利益のために行っているものも少なからず存在する。現在、国からの支援として、地方消費者行政活性化交付金、住民生活に光をそそぐ交付金があるが、いずれも期間限定の支援にとどまっており、相談員や正規職員の増員による人的体制強化等継続的な経費への活用にはおのずと限界がある。

したがって、国は地方消費者行政充実のために継続的かつ実効的な財政支援を行うべきである。あわせて、国は、あるべき相談窓口の姿について一定の目安を提示するとともに、小規模な市町村がよりスムーズに消費者行政の強化を行うことができるよう、都道府県と市町村が広域的に連携して相談窓口を設置する方策など、地方自治体にとって利用しやすい制度枠組みを示すべきである。さらに、消費生活相談窓口を現場で担っている消費生活相談員の地位・待遇も、消費生活相談業務の専門性に見合ったものとは言い難い現状にある。

よって、国においては、地方消費者行政の支援について、次の事項を実施するよう強く要望する。

- 1 国は、地方自治体の消費者行政の充実につながるよう、地方消費者行政活性化基金等の延長を含め、継続的かつ実効的な支援を行うこと。
- 2 すべての地方自治体が身近で専門性の高い消費生活相談窓口を設置する方策など、地方自治体にとって取り組みやすい制度設計を具体的に提示すること。
- 3 消費者が安心して相談できる消費生活相談窓口の充実・強化を図るため、相談を担う専門家である消費生活相談員が、常勤はもちろん非常勤の立場であっても、専門性に見合った待遇のもとで安定して勤務できる専門職任用制度の整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年10月13日

徳島県議会議長 岡 本 富 治